

## 第18回琵琶湖部会（2002.10.3開催）結果概要

庶務作成

開催日時：2002年10月3日（木） 13：45～17：15

場 所：ピアザ淡海 3階 大会議室

参加者数：委員12名、河川管理者14名、一般傍聴者70名

### 1 決定事項

最終提言に関して

- ・ 庶務は、前回作った最終提言の目次案と最新の目次案との対照表をつくる。
- ・ 今後、最終提言作業部会から出される素案に意見があった場合、各委員は庶務にその意見を送る。庶務は、委員から出された意見内容を全委員が知ることができるよう対応する。

一般意見に関して

- ・ 一般から寄せられた意見、特に滋賀県等の自治体から寄せられた意見の取り扱いの検討（例：部会の場にお呼びして意見交換する）については、部会長に一任する。

### 2 審議の概要

委員会・部会WGの状況報告および情報共有について

庶務より、資料1-1～1-5をもとに、委員会、各部会、WGの活動状況について報告が行われた。なお、各WGの報告においては、所属委員より補足説明が行われた。

最終提言に関する意見交換

庶務より、資料2-1、2-2、2-3、1-2（うち作業部会結果報告）をもとに、最終提言とりまとめの作成方針やスケジュール、提言の目次案等が示された。その後、資料2-4-1をもとに、琵琶湖部会中間とりまとめの最終提言への反映について中村委員より説明が行われ、意見交換が行われた。

<主な話題>

- ・ 目次案の構成と内容の検討
- ・ 複数の関係省庁が同列に参加する枠組みの提言
- ・ 住民意見の扱い
- ・ 今後の意見の出し方

一般意見について

資料2-4-2をもとに、琵琶湖部会へ寄せられた一般意見の取り扱いに関して議論が行われた。

<主な話題>

- ・ 流域委員会には意見調整の役割が必要か
  - ・ 県の意見は一般意見と同様に扱うべきか
- 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者3名から、「中間とりまとめに対する意見を出した。公聴会等、補足説明の機会を設けてほしい」、「滋賀県は、琵琶湖や琵琶湖に流入する河川の河川管理者である。河川管理者として相応に扱い、きちんと意見交換すべきだ」等の発言があった。

### 3 主な報告と意見

委員会、部会、委員会WGの状況報告および情報共有

資料 1-1～5 を元に、琵琶湖部会現地調査（9/22 実施）について庶務から、水需要管理、水位管理、ダム、一般意見聴取、水質各WGの状況報告について所属する各委員から、それぞれ報告があった。

<主な報告>

- ・水需要管理の認識を補強する意見が出てきており、水需要管理のスタンスについて、見直しを行っているところ。（水需要WG委員）
- ・現在の議論の焦点は、琵琶湖およびその下流域の河川の生態系についてどういう水位操作が適しているかという点と、河川の物理環境（例：砂洲、干潟）を創生する、あるいは好ましい状況にするには水位操作はどうあるべきかの 2 点。（水位管理WG委員）
- ・流域全体でダムがどのように配置されるかを治水・利水等の面から考えることが重要。今後は「気候変動と水資源、ダムとの関連」と「土砂のコントロールも含めて、河川維持用水をもう少し広義の意味で考えること」について検討していく必要がある。（ダムWG委員）
- ・最終とりまとめでの一般意見聴取に関する内容のまとめ方と、流域委員会自体の活動の方向性について議論している。後者については具体的に言えば、今まで出していたいただいた一般意見をどう扱うかと、試行的な活動としてWGとして一般意見を聴取するなかで何ができるかについて検討している。（一般意見聴取WG委員）
- ・委員会での水質に関する議論は、「豊かな生態系を取り戻すためにあらゆるスタンスを見直そう」という軸で進められている。その流れに合わせるのであれば、豊かな生態系というのは非常に概念的であるため、具体的な数値を示しながら水質問題を検討するより、今後の水質を考えるにあたっての方向性をまとめることにとどまらざるを得ない。（水質WG委員）
- ・WGの役割は 2 つ。1 つは「最終提言」の原案をつくること。もう 1 つは河川整備計画原案に対する「意見書」の案の検討である。したがって、WGの活動も 10 月で終わるのではなく、もう少し続くものと理解されたい。（部会長）

最終提言に関する意見交換

資料 2-4-1 をもとに中村委員から、最終提言に琵琶湖部会として盛り込むべき事項等について説明が行われた。

目次案の構成と内容の検討

- ・目次案に文化・社会的な側面については書いてあるが、経済・産業的な側面に関する記述も必要。（委員）
- ・資料 2-4-1 の 2-2 の問題点に、(3)利水面、(4)利用面、(5)社会・文化面とあるが、利水面と利用面は同じ意味ではないか。利水面と利用面を一本化して、「社会・文化面」と「経済産業面」に変更すればよい。（委員）
- ・現状の目次案では誰が見ても理解しにくい。もっと丁寧な目次立てを。（委員）

## 複数の関係省庁が同列に参加する枠組みの提言

- ・資料 2-4-1、22 ページの「他省庁との連携」についてだが、例えば環境省の審議会での議論には、環境省が主務官庁となる以外に各省庁が参加している。また農林水産省の中に「バイオマス日本」というチームがあるが、農林水産省だけでなく環境、経済産業、国土交通、文部科学省が共同で骨子を作っている。委員会はこういった枠組みをどう考えているのか。(委員)

他省庁との連携を踏まえた計画について、最終提言に盛り込むならば、「整備計画のあり方」より「流域整備の理念の革新」の基本的考え方の箇所が適当だろう。中間とりまとめでは計画策定段階から他省庁と連携を図るべきと要請されていたのに、現在は国土交通省以外の省庁はいずれも参加していない。他省庁との連携は非常に大事なテーマだと思うので、どこかのWGに問題提起すべきだ。(部会長)

- ・「適切な計画の策定・進め方の検討」という所で琵琶湖部会から提案された内容については、もれがないよう最終提言に入れることを最終提言作業部会に申し入れたい。(部会長)

### 「住民参加」のニュアンス

- ・住民参加に関する記述が中間とりまとめの9ページと20ページにあるが、9ページでは住民が主体的に参加する内容が明確に書かれている一方、20ページでは従来とほとんど変わらない姿勢が記されている。この辺のニュアンスをどうとるかを決めておく必要がある。両方とも住民の主体的な参加を促す表現に統一できれば良いがWGで検討して欲しい。(委員)

この文章は琵琶湖部会が記したもので、我々の責任としてニュアンスの違いを認めなければいけない。今の発言内容について、一般意見聴取WGである琵琶湖部会委員に伝えたということにしたい。(部会長)

### 今後の議論の進め方

- ・琵琶湖部会では治水に関する議論が不足している。個々の堤防がどうかということもあるが、まずは治水の考え方の枠組みについて議論する必要がある。(委員)

全体で議論する必要があるのか。あるいは「こういう文章を入れたほうが良い」と提案をしていく方法でもいいのか。(部会長代理)

時間的なことを考慮すれば、後者が現実的。(委員)

議論しきれなかった問題はたくさんあるだろうが、最終提言とりまとめが近づいた今の段階では全部挙げるわけにはいかない。強く必要だと思う意見についてのみ各自が部会やワーキンググループで発表し、委員と話し合い、最終提言に盛り込むか考えてもらってはどうか。(部会長)

### 一般意見について

資料 2-4-2 をもとに、川那部部会長から一般意見の取り扱いについて説明が行われた。

#### 一般意見の取り入れ方

- ・一般意見をすべて受け入れ、満足できる一般原理を出すのは難しい。(委員)  
一般意見の調整を行う役割はこの委員会にはない。それは行政の仕事だ。委員会では、一般意見を参考にしながら、河川整備計画を立てるためにどういう理念が大事

かについて議論している。(部会長)

地方自治体の意見は一般意見と同様に扱うべきか

- ・資料 2-2 に滋賀県からの意見があるが、県民を代表する機関の意見と、一般の個々の意見と同じように扱うのか。意見とはいえ、質問などもあり、扱いに留意しなければならないのでは。

滋賀県だけを特別に扱えるかは疑問。一般の方々も非常に一生懸命意見を書いて出してくれている。意見を特別に扱う時は、意見を選ぶ根拠を考えないといけないだろう。(部会長)

県として出された意見には、きちんと返事をする義務がある。ただ、返事の仕方については議論する必要があるだろう。(委員)

一般意見は直感的な判断や要求が込められている傾向が強いが、滋賀県は書類を逐一点検し、「説得性のあるものに直してほしい」など要望もたくさん意見に盛り込むなど、一般意見とは内容のレベルがかなり違う。滋賀県とは話し合う場を設けたほうがいい。(委員)

一般傍聴者の発言

- ・中間とりまとめの意見を出した人たちが言い足りなかったことを言うためにも、公聴会のような場を設けてほしい。(一般傍聴者)

部会・一般意見聴取WGいずれかで主催するかも含め、発言する場を設けることを検討したい。(部会長)

まずは半日位の時間で開催し、参加者数が多いようなら、次回は1日かけて開催するなど試行的に実施してはどうか。(委員)

- ・滋賀県は琵琶湖や琵琶湖に流入する河川の河川管理者なので、一般傍聴者の意見と一緒にせず、河川管理者として扱い、意見交換すべきだ。また資料 2-4-1 の3 ページに琵琶湖総合開発事業は環境への配慮が欠落しているとあるが、この事業では河川法の範囲内ではカバーできない環境問題について調査をし、計画を立て、特別措置を作った。その経過を無視して「欠落している」と書くのはやめてほしい。(一般傍聴者)

滋賀県との意見交換については、2つの問題をできるだけクリアしたい。1つはこれまで国土交通省は委員会や部会で質疑応答をしてきたが、委員と意見交換をしていないため、県が意見交換したいというなら、その辺の整合性について議論しなくてはならないという問題。もう1つは、国の直轄でない部分をどう取り扱うかを議論しなくてはならないという問題だ。

また、琵琶湖総合開発事業については中身を知っており、河川管理者の大きな努力をよく存じ上げている。(部会長)

- ・滋賀県知事の名前で出した意見をどう取り扱うのか。意見の中で県としての考えや知りたい部分を記している。(一般傍聴者)

意見はできるだけ多方面から聞きたいので、どのような形で意見聴取をするか今後検討したい。(部会長)

- ・滋賀県琵琶湖環境部水政課参事山田氏から滋賀県の琵琶湖レジャー利用適正化の条例に関する資料、水資源開発公団丹生ダム建設所長の原氏から丹生ダム周辺におけるイヌワシ・クマタカの繁殖活動についての資料提供があった。

議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。